



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月28日金曜日 第2482号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

条 例

○愛媛県条例第30号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中村時広

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等の給料及び期末手当並びに職員の給料、管理職手当及び地域手当その他の給与（給料月額を算出の基礎とするもの（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）に限る。以下「地域手当等」という。）を減額するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の30</p> <p>(2) 副知事 100分の20</p> <p>(3) 管理者及び常勤の監査委員 100分の17</p> <p>（教育長の給与の特例）</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等の給料及び期末手当並びに職員の給料 _____ を減額するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の25</p> <p>(2) 副知事 100分の15</p> <p>(3) 管理者及び常勤の監査委員 100分の12</p> <p>（教育長の給与の特例）</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、</p>

100分の17を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額、同項の規定により定められた額とする。

(職員給与の特例)

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「特定職員」という。))にあつては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額)から、当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、期末手当及び勤勉手当(これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当及び教職調整額を含む。)並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるべき職にある職員 100分の9.77
- (2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定又は 教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給であるものに限る。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。) 100分の7.77
- (3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員(前2号に掲げる職員を除く。)100分の6.77
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.77

2 特定職員の次に掲げる給料月額に関する前項の規定の適用については、同項中「定められた額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「特定職員」という。))にあつては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額)」とあるのは、「定められた額」とする。

- (1) 地域手当等の額の算出の基礎となる給料月額
- (2) 職員給与条例第12条及び第21条の2、教育職員給与条例第13条及び第20条の2並びに職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額
- (3) 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)附則第2項の規定により読み替えて適用される同条例第3条第1項及び職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)附則第2項の規定により読み替えて適用される同条例第3条第1項の規定により減額する給与の額の算出の基礎となる給料月額

100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額、同項の規定により定められた額とする。

(職員給与の特例)

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 _____)にあつては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額)から 当該 額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額

_____の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるべき職にある職員 100分の1
- (2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給であるものに限る。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。) 100分の0.5

3 次各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 職員給与と条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号及び第7号アからウまで(同項第1号に定める額

に係る部分に限る。)

(2) 教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号、第6号ア及びイ(同項第1号に定める額に係る部分に限る。)並びに同号ウ

4 職員の給料の調整額の額は、職員給与と条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に、第1項各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当(これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当を含む。)並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

5 職員の管理職手当の月額額は、職員給与と条例第18条の2第2項の規定及び教育職員給与と条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員であつて次各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 職員給与と条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号及び職員給与と条例附則第17項(職員給与と条例第12条及び第21条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額(給料月額に対する勤務1時間当たりの給与額に限る。))の算出に係る部分に限る。)

(2) 教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号及び教育職員給与と条例附則第15項

3 職員の給料の調整額の額は、職員給与と条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。